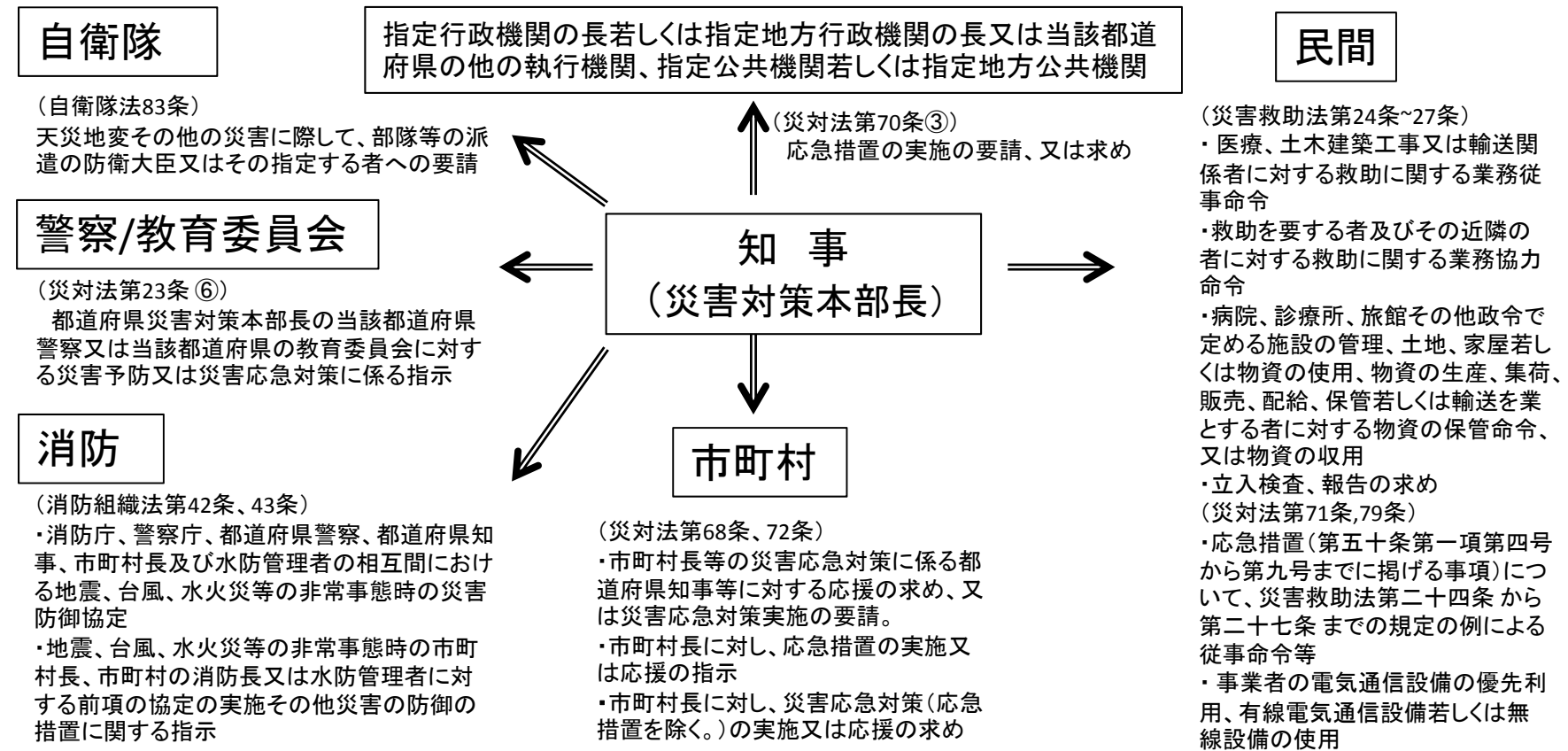


広域応援体制の構築に向けて (素案)



内閣府(防災担当)

1 災害対応における知事の主な措置権等



(災害対策基本法第4条①)(都道府県の責務)

・都道府県は、…関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。

(災害対策基本法第47条)(防災に関する組織の整備義務)

・地方公共団体の長その他の執行機関…は、法令又は防災計画の定めるところにより、…災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

・法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。

(災害救助法第22条)

・都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

2 他都道府県への応援規定等

(1) 応援協定等による場合

- ①災害対策基本法第8条第2号 施策における防災上の配慮規定
地方公共団体の相互応援及び…広域一時滞在に関する協定の締結に関する事項
- ②災害対策基本法第49条の2 円滑な相互応援の実施のために必要な措置
災害予防責任者は、…災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ③災害対策基本法第74条 都道府県知事等に対する応援の要求
都道府県知事等は、…他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。
- ④災害対策基本法第29条職員派遣の要請

(2) 国が関係する場合（→4.応援規定等に係る国の要請等の運用方針）

- ①災害対策基本法の規定により、要請があった場合
 - ・第74条の2第1項の規定による「応援の求め」の求め
 - ・第86条の6第2項の規定に基づく広域一時滞在に関する助言の求め
 - ・第30条第2項の規定に基づく職員派遣のあっせんの求め
- ②災害対策基本法第74条の2第3項の規定を適用する場合（緊急時の応援の求め）
- ③災害救助法第31条の規定を適用する場合（応援の指示）
- ④災害対策基本法第28条又は第28条の6の規定による非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示

※災害対策基本法第33条 派遣職員に関する資料の提出等

指定行政機関の長…、都道府県知事…は、内閣総理大臣に対し、…職員の派遣が円滑に行われるよう、定期的に、災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識又は経験を有する職員の職種別現員数及びこれらの者の技術、知識又は経験の程度を記載した資料を提出するとともに、当該資料を相互に交換しなければならない。

※災害対策基本法第74条の2第4項（市町村に対する県外応援の要請）

災害発生都道府県知事以外の都道府県知事は、…内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、…市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

3 広域応援等体制構築の基本的考え方

実際に機能するものとするためには、法令の規定等を踏まえつつも、事前に関係者で協議、ルール等を確立し、意識の共有等を行っておくことが必要

(構築の基本的考え方)

→各都道府県毎に、市町村、関係行政機関、関係事業者等との連携による組織化を図ること。(都道府県支援タスクフォース)

※都道府県タスクフォース構築が、自らが被災したときの災害対応体制の構築にもなる。

→都道府県支援タスクフォースは、広域応援等が円滑かつ迅速に行えるよう、全国的な組織、装備、資機材、活動要領等の標準化、共通化を推進すること。

→都道府県支援タスクフォースは、被災都道府県の職員と協力して、知事の的確かつ迅速な意思決定や関係行政機関、関係事業者等との連携を助けること。

→効果的な戦略的オペレーションの検討、展開が可能となるよう、図上訓練等を通じたPDCAサイクルの確立により改善されていくものであること

内閣府及び消防庁並びに地方団体は、効果的効率的応援等の実現に資するため、作業チームを設け、継続的に検討を進めるものとする。

4 応援規定等に係る国の要請等の運用方針

災害対策基本法の改正、災害救助法の内閣府移管等を踏まえ、被災地の実情に即した総合的かつ継続的な応援等（地方団体の応援、職員の派遣等をいう。以下同じ。）が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係規定に基づく国の要請等の運用方針について、知事会カウンターパート方式等地方団体の取組も踏まえ、予め明らかにしておく。なお、この方針は、地方団体の意見等も踏まえ、随時見直しを行うものとする。

(1) 対象規定

→ 2. (2)に掲げる規定

※なお、当該規定中、②、③及び④の規定については、地方団体の応援等は応援協定等による自主的主体的な取組みが基本であることにかんがみ、首都直下地震、南海トラフ地震等著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合の適用を想定するものとする。

(2) 要請等の基本方針

- i 関係規定に基づき、次に定めるところにより、必要な要請等を行うことを基本とする。
 - ・第一次応援等団体（別表第1）
第一次的に応援等を行う団体は、災害発生都道府県ごとに、別表第1に掲げる地方団体（都道府県支援タスクフォース）とする。
 - ・支援準備団体（別表第2）
上記の第一次応援等団体のほか、応援等の準備を行う地方団体（都道府県支援タスクフォース）は、災害発生都道府県ごとに別表第2に掲げる地方団体とする。
 - ・大規模災害応援等団体（別表第3）
首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害については、著しい被害が想定されることから、別表第3により、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国的規模の体制で行うものとする。
 - ・機動応援等団体（別表第4）
都道府県及び政令市で、必要に応じ、機動的な応援等を要請する地方団体を、別表第4のとおりとする。

ii 基本方針を踏まえ、実際の災害の状況に応じ、迅速かつ的確なものとなるよう弾力的な要請等に留意するものとする。

- ・都道府県タスクフォースの分担は、原則として、被災都道府県の災害対策本部において、市町村単位を基本とする区域割により定めるものとし、定められた被災市町村に対し、応援、広域避難、職員派遣等を継続的に行うようにするものとする。(対口支援)
- ・災害状況に応じ、必要な場合は、速やかに都道府県タスクフォースの追加支援要請等を行い、必要にして十分な応援等体制の構築を行う。(災害規模等に応じた応援体制)
※東海地震、東南海地震、南海地震単独発生→2連動型、3連動型→最大クラス地震
- ・応援等の実施について、標準化、共通化を図り、効果的効率的な展開を図る。特に災害の種類を問わず共通に実施されるオペレーションについては、重点的に実施する。
- ・被災都道府県の職員と協力して、知事の的確かつ迅速な意思決定や関係行政機関、関係事業者等との連携を助ける。
- ・災害対応フェーズの変遷、支援元地方団体の負担、既定応援協定状況、対応の中長期化等を踏まえ、状況に応じ、関係地方団体等の意見も聞きつつ、適時適切に必要な見直しを行う。
- ・国は、応援等団体の求めに応じ、必要な支援物資等の供給や関係機関との調整等を行うものとし、各省庁が個別に実施する分野毎の応援等の調整についても、必要に応じ、本要請等と整合性を図るものとする。

iii 財政措置

国は、災害救助法の適用とのリンケージを適切に行うことによって、標準化、共通化を進め、効果的な費用負担を行う。

5 標準化、共通化等の推進

1 災害対策支援本部の設置及び事務

支援方針の決定、支援チームの派遣、国・現地連絡調整等本部等との連絡調整等その他本部運営に関する事項
※各都道府県においては、市町村レベルの支援プログラムを円滑、迅速、的確に実施できるよう、その実情に応じ、区域内市町村との共同実施体制の構築に努力。

2 現地連絡調整等所の設置及び事務

消防に同行する等による初期被災地情報の収集、情報連絡体制の構築
災害対応についての助言
被災地のニーズ把握及び支援チーム派遣調整、後方支援等
その他現地における支援の実施に必要な事項

3 応急段階、復旧・復興段階等のフェーズに応じて、適切に体制等を再構築

被災地の実情に即して総合的継続的支援を実施するための標準的な自己完結型支援プログラムの作成
※職員等の応援、派遣プログラム
※ボランティア、NPO等(主に支援本部経由を対象)の受入れ、調整方針
※被災者中長期受入れ指針の作成

4 広域拠点の活用

※遠野方式

5 広域一時滞在者の受入プログラム

受入れ施設、コミュニティの維持方策、被災自治体との名簿等の共有

- 6 情報の共有化推進のためのシステム、データ形式等の見直しの推進
 - ・XMLによるデータ共有の推進、シャープ形式によるGIS化
 - ・民間との情報共有、情報の戦略的分析
- 7 支援要員体制整備
 - 医療(心のケア含む)、ライフライン等復旧、避難所運営支援、罹災証明等支援、その他行政業務支援
 - ※DMAT、TEC-FORCE等との連携
- 8 支援物資確保、資機材等の整備
 - ①食料
 - ・例えば、3食ワンパッケージ化されたものを基本に規格化、備蓄
 - ・子供用、病人用等のオプションも用意、フェーズの推移により、メニューも考慮
 - ②生活キット
 - ・例えば、3日単位とする生活キットを備蓄(女性用等も)
 - ・更新キット、夏用、冬用のオプション用意
 - ③物資供給ルール
 - ・統一的物資調達シートの作成
 - ・国、地方、民間企業等との分担調整ルール
 - ・被災地方団体調達→応援地方団体支援→国支援
 - ※企業については、物資調達、輸送一体的にできる者を優先的に活用
 - ※国民からの支援は、その可否も含め、原則応援地方団体経由で対応
 - ※国も、応援地方団体経由での対応を積極的に活用
 - ※被災状況によっては、プッシュ型支援も
- 9 活動単位の設定、指揮命令系統の明確化、
 - ・被災地方団体の行政機構に応援側のマンパワーを組み込むに当たり、監督限界(※1人の指揮官が監督できる部下の人数)の設定等により、代替可能な人員構成と明確な指揮命令系統を持つ標準的な活動単位を設定。